

水産防疫専門家会議の設置要領

第1 趣旨

- (1) 我が国では、平成8年に水産資源保護法に基づき、水産動物の伝染性疾病に関する輸入防疫の枠組みが構築され、平成11年に持続的養殖生産確保法に基づき、養殖水産動物の伝染性疾病に関する国内防疫の枠組みが構築された。
- (2) その後、平成15年には、我が国で初めてコイヘルペスウイルス病が確認され、全国各地で大きな被害が生じたが、その後、各県においてまん延防止措置が講じられた結果、本病の発生は抑えられつつある。しかしながら、魚病全体で見れば、養殖業における被害は、現在も年間百億円前後で推移している。
- (3) 近年、リスクが高い新たな疾病が世界各地で確認される一方で、我が国に輸入される水産動物が多様化し、水産業に重大な損害を与える疾病が我が国に侵入する可能性が従来よりも高まってきている。
- (4) このような疾病の侵入を未然に防止するとともに、仮に侵入した場合、迅速かつ効果的な措置を講じ、被害を最小限に止めるため、国内外の疾病の発生状況等の情報収集体制の強化、科学的知見に基づくリスク評価及びリスク管理措置を検討するため「水産防疫専門家会議」（以下、「会議」という。）を設置する。

第2 検討事項

- (1) 疾病に関する情報の精査
- (2) 科学的知見に基づくリスク評価
- (3) 効果的なリスク管理措置
- (4) その他必要な事項

第3 構成

- (1) 会議の委員は、水産防疫、水産業等に関する有識者で構成する。
- (2) 必要に応じ、その他の有識者の参加を求めることができる。

第4 座長

- (1) 会議には座長及び座長代理を置く。
- (2) 座長は、委員の互選によって選出し、座長代理は、会議の承認を得て、委員の中から座長が指名する。

第5 分科会

- (1) 会議には、検討事項の専門性に応じて分科会を置くことができる。
- (2) 分科会の委員及び分科会座長は、座長が指名する。

第6 運営

- (1) 会議及び分科会の招集は、畜水産安全管理課長が行う。
- (2) 議事の運営は、会議では座長が、分科会では分科会座長が行う。
- (3) 会議及び分科会の事務は、委員の協力を得ながら事務局（畜水産安全管理課）が行う。
- (4) 会議で検討した結果等については、事務局より都道府県の水産防疫担当部局に情報提供するとともに、農林水産省のホームページ等により公表する。
- (5) 委員及び第3の(2)に規定する参加者は、個人や企業の権利又は利益を害するおそれに留意し、会議で知り得た秘密を開示又は漏えいしてはならない。委員を退いた後も同様とする。
- (6) 本要領に定めるもののほか、会議及び分科会の運営に関し必要な事項については、委員の了承を得た上で、座長が定める。

第7 その他

会議に関する庶務は、畜水産安全管理課で行う。